

日本核酸化学会細則（改訂案）

年 月 日施行

第1章 会員

第1条 正会員または学生会員として入会を希望する者は、必要事項を届け出ることによって申込みを行う。申込みが受理された場合には、速やかに当該年度の年会費を納めなければならない。

第2条 賛助会員、特別賛助会員として入会を希望する団体は、必要事項を書面にて学会事務局に届け出ることによって申込みを行う。申込みが受理された場合には、速やかに当該年度の年会費を納めなければならない。

第2章 役員を選出・任期

第3条 評議員は、正会員の中から評議員の推薦を受けた者が、評議員会の承認を得て就任する。

第4条 日本核酸化学会へのこれまでの貢献が極めて大と認められた評議員は、学会長からの推薦を受け、評議会での承認を経て、名誉評議員に選出される。65歳以上の名誉評議員は、会費が免除される。

第5条 学会長は、次の各号に掲げる方法により選任する。

(1) 学会長は評議員会を招集し、評議員の中から新会長候補を選出する。

(2) 学会長は評議会を選出し、選出された候補者を、総会での承認を得て就任する。

学会長選出は、別途定める学会長選出規定に従い実施する。

第6条 幹事、年会長、会計監事、顧問は、学会長が指名し、評議員会の承認を得て委嘱する。

(1) 幹事は、庶務幹事、財務幹事、広報・出版幹事、会員幹事、企画幹事の5つの業務幹事から構成される。その他、学会長が運営のために必要と認める業務の幹事をおくことが出来る。

(2) 庶務幹事は、幹事を統括する幹事長を兼ねる。

第7条 会則第7条に定める役員任期は年会長を除き、2年後の評議員会までとする。ただし再任可とする。年会長に関しては1年後の評議員会までとする。

第3章 総会

第8条 総会は主催する国際シンポジウム(International Symposium on Nucleic Acids Chemistry, 略称 ISNAC)と併せて開催する。総会の議案は学会長が作成し、評議員会の議決を経て提出するものとする。また、議案には前年度の事業報告及び収支決算、新年度の事業計画及び収支予算を含むものとする。

第4章 評議員会

第9条 評議員会は、表決権を有する出席者の過半数の賛成により成立する。また、やむを得ない事由のため評議員会に出席出来ない構成員は委任状により表決することができる。

第5章 学会誌

第10条 「日本核酸化学会誌」を日本核酸化学会の学会誌とする。広報・出版幹事は、事務局と共同して学会誌の編集にあたる。

第6章 各賞

第11条 日本核酸化学会は、会則第3条第2項に基づき、別途定める賞規定によって、日本核酸化学会賞、若手優秀講演賞、優秀ポスター賞を授与する。

- (1)核酸化学シンポジウムを創設された池原森男博士の功績を後世まで称えるため、日本核酸化学会賞を池原賞とする。
- (2)日本の核酸化学に多大な貢献をされた大塚栄子博士の功績を後世まで称えるため、若手優秀講演賞を大塚賞とする。

第7章 事務局

第12条 事務局所在地は学会長が定める。

第8章 細則改正

第13条 本細則の改正は、評議員会の議決による。

第9章 付則

第14条 本細則は、 年 月 日よりこれを実施する。

ただし本会発足時は、評議員会において第1期の役員の選出を行い、その承認は2017年11月14日から開催される国際シンポジウム(ISNAC)に併せて開催する第1回総会で行うものとする。なお、第1期の役員の任期のみ、3年とする。

また第1期の会長のみ、日本核酸化学会準備委員会が評議員の中から学会長候補を推薦し、評議員会の承認を経た後に新学会長とする。